



目 次		ページ
規 則		
高知県税規則の一部を改正する規則		1
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則		1
告 示		
公衆浴場の入浴料金の価格の定め及び告示の廃止	(食品・衛生課)	6・23揭示
道路の区域変更	(道 路 課)	1
公 告		
争議行為の予告	(雇用労働政策課)	6・11揭示
高知県公安委員会規則		
高知県警察組織規則の一部を改正する規則		2
高知県公安委員会告示		
警備員等に係る検定の実施		2
高知県選挙管理委員会告示		
政治団体設立の届出		3
政治団体異動の届出		3
政治団体解散の届出		3
資金管理団体異動の届出		3
告示(政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体)の訂正		4
高知県人事委員会告示		
給料表別級別職務区分表の一部改正		4
高知県収用委員会公告		
公示による通知(2件)		4
正 誤		
正誤(平13・5・8付け 訓令ほか)		6

規 則		

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。		
平成20年6月24日		
	高知県知事 尾崎 正直	

高知県規則第55号
高知県税規則の一部を改正する規則
高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)の一部を次のように改正する。
第33条の2第2項中「第33条第5号」を「第33条第4号」に改める。
第34条の見出し及び第42条の見出し中「法人等」を「法人」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年6月24日  
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第56号  
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則  
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則(平成13年高知県規則第16号)の一部を次のように改正する。  
第22条第2項中「同表右欄」を「同表の右欄」に改め、同条第3項中「同表右欄」を「同表の右欄」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、同条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。  
第22条第3項の表及び第25条第2号ア中「法面」を「法面」に改める。  
第28条第2項中「同表右欄」を「同表の右欄」に改め、同条第3項中「同表右欄」を「同表の右欄」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、条例第14条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。  
第28条第3項の表及び第29条第2号ア中「法面」を「法面」に改める。  
別表第4備考2中「別表第2の備考1及び備考2」を「別表第3の備考1及び備考2」に改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

-----  
告 示  
-----

高知県告示第420号  
公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定に基づき、公衆浴場(高知県公衆浴場法施行条例(昭和25年高知県条例第34号)第2条第2項に規定するその他の公衆浴場を除く。)の入浴料金の価格を次のように定め、平成20年7月15日から施行し、平成13年2月高知県告示第101号(公衆浴場の入浴料金の価格の定め及び告示の廃止)は、平成20年7月14日限り廃止する。  
平成20年6月23日(揭示済)  
高知県知事 尾崎 正直  
公衆浴場入浴料金統制額

| 区分          | 金額   |
|-------------|------|
| 12歳以上の者     | 360円 |
| 6歳以上12歳未満の者 | 150円 |
| 6歳未満の者      | 60円  |

高知県告示第421号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成20年6月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年6月24日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 441号
- 3 道路の区域

| 区 間                                 | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 四万十市川登字長谷山3736番1から四万十市川登字峠谷2676番2まで | 前      | 8.0<br>} 44.0   | 206           |
|                                     | 後      | 8.0<br>} 24.0   | 206           |

-----  
公 告  
-----

平成20年6月3日付けをもって高知県赤十字血液センター労働組合執行委員長江川功から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成20年6月11日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 事件

- (1) 全日赤統一要求について
- (2) 労働協約遵守の要求について
- (3) その他の要求について

2 日時

平成20年6月21日以後、要求貫徹までの連日又は小期間にわたる期間

3 場所

高知県赤十字血液センター全職場又は一部の職場

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

-----  
公 安 委 員 会 規 則  
-----

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年6月24日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第5号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則(平成6年高知県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第38条第4号イ中「交通事故捜査指導官」を「被害者連絡調整官、交通事故事件捜査統括官」に、「及び特別捜査班長」を「特別捜査班長及び交通事故鑑識官」に改める。

第61条第1項中「交通事故捜査指導官」を「被害者連絡調整官、交通事故事件捜査統括官」に、「には警部」を「には警部を、交通事故鑑識官には警部又は警部補」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「交通事故捜査指導官」を「交通事故事件捜査統括官」に、「交通事故捜査に」を「交通事故事件捜査に」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 被害者連絡調整官は、上司の命を受け、被害者対策に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第61条に次の1項を加える。

9 交通事故鑑識官は、上司の命を受け、担当事務について交通事故事件捜査統括官を補佐し、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

-----  
公 安 委 員 会 告 示  
-----

高知県公安委員会告示第10号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成20年6月24日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

1 検定を実施する警備業務の種類及び級

施設警備業務 2級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 検定の実施日及び開始時間

平成20年9月25日(木)午前9時

(2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員

30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請手続

検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。

(1) 検定申請の受付期間

平成20年8月25日(月)から同年9月10日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5

時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)

ウ 写真(検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料

検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

ア 受検票

イ 筆記用具

ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽

エ 昼食(学科試験に合格した場合に必要なもの。)

9 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027)又は県内の各警察署警備業担当係

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成20年6月24日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

| 名称              | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日    |
|-----------------|-------|---------|--------------|----------|
| 自由民主党高知県高知市第三支部 | 戸田 二郎 | 井上 和江   | 高知市南久万72 - 4 | 平20・5・16 |

その他の政治団体

| 名称               | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日    |
|------------------|-------|---------|----------------|----------|
| 護国聖戦社            | 松崎 高義 | 川村 安一   | 高知市介良乙3225 - 6 | 平20・5・26 |
| チーム大二郎諏訪会        | 諏訪 博信 | 植村 美穂   | 高知市横内153 - 95  | 平20・5・27 |
| 日本青年盟友抗議団政治結社義侠会 | 前田 光夫 | 前田 光夫   | 高知市本宮町7        | 平20・5・29 |

高知県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成20年6月24日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|

| 区分  | 名称              | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日    |
|-----|-----------------|-------|---------|------------------|----------|
| 異動前 | 自由民主党香南市吉川支部    | 岡本 嘉子 | 岡本 嘉子   | 香南市吉川町吉原1054     | 平20・5・7  |
| 異動後 |                 | 中元 源一 | 中元 源一   | 香南市吉川町古川1568     |          |
| 異動前 | 自由民主党梶原町支部      | 異動なし  | 異動なし    | 高岡郡梶原町梶原1196 - 1 | 平20・5・7  |
| 異動後 |                 |       |         | 高岡郡梶原町飯母2889 - 3 |          |
| 異動前 | 自由民主党南国支部       | 異動なし  | 西岡 照夫   | 異動なし             | 平20・5・13 |
| 異動後 |                 |       | 野村 新作   |                  |          |
| 異動前 | 自由民主党高知県自動車整備支部 | 檀尾 晋三 | 異動なし    | 異動なし             | 平20・5・16 |
| 異動後 |                 | 中平 良吉 |         |                  |          |

その他の政治団体

| 区分  | 名称      | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日    |
|-----|---------|-------|---------|------------|----------|
| 異動前 | 橋詰寿人後援会 | 異動なし  | 門田 彰彦   | 異動なし       | 平20・5・15 |
| 異動後 |         |       | 浜田 碩哉   |            |          |
| 異動  | 橋詰寿     | 異動なし  | 門田 彰    | 異動なし       | 平20・5・   |

|     |              |       |       |                  |          |
|-----|--------------|-------|-------|------------------|----------|
| 前   | 人後援会         |       | 彦     |                  | 15       |
| 異動後 |              |       | 浜田 碩哉 |                  |          |
| 異動前 | 高知県自動車整備政治連盟 | 檀尾 晋三 | 異動なし  | 異動なし             | 平20・5・16 |
| 異動後 |              | 中平 良吉 |       |                  |          |
| 異動前 | 西森美和後援会      | 異動なし  | 異動なし  | 高知市宇津野11 - 1     | 平20・5・22 |
| 異動後 |              |       |       | 高知市宇津野10 - 5     |          |
| 異動前 | とかじ真幸後援会     | 異動なし  | 異動なし  | 高岡郡日高村本郷278 - 1  | 平20・5・27 |
| 異動後 |              |       |       | 高岡郡日高村本郷2689 - 3 |          |

高知県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成20年6月24日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

| 名称             | 主たる事務所の所在地       | 代表者氏名 | 政治団体でなくなった理由 | 届出年月日    |
|----------------|------------------|-------|--------------|----------|
| 高知建物等保守管理業政治連盟 | 高知市棧橋通三丁目25 - 30 | 清岡 恭二 | 解散           | 平20・5・27 |

高知県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定





-----  
正 誤  
-----

| 公報日付      | 公報番号 | 種類     | ページ | 欄<br>(行)     | 正                                                    | 誤                                                    |
|-----------|------|--------|-----|--------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 平13・5・8   | 8350 | 訓<br>令 | 2   | 上<br>(16)    | <u>次のように</u>                                         | <u>ここに</u>                                           |
| 平17・12・9  | 8805 | 規<br>則 | 1   | 中<br>(37・38) | <u>(5) 保健福祉課の所掌に係る災害見舞金の収納に関する事務</u><br><u>保健福祉課</u> | <u>(5) 保健福祉課の所掌に係る災害見舞金の収納に関する事務</u><br><u>保健福祉課</u> |
| 平18・10・13 | 号外25 | 規<br>則 | 2   | 中<br>(5)     | <u>施行省令</u>                                          | <u>省令</u>                                            |
| 平20・5・27  | 9045 | 告<br>示 | 7   | 右<br>(40・41) | <u>高知県室戸第</u><br><u>二〃</u>                           | <u>高知県室戸岬</u><br><u>第二〃</u>                          |